

付録-2 詳細点検調書記入要領
及び部材番号定義基準

目 次

1. 点検調書の記入要領.....	1
1) 点検調書(その1) 横断歩道橋の諸元と総合検査結果.....	1
2) 歩道橋保全更新計画策定シート (②歩道橋の概要 ③損傷概要図)	2
3) 点検調書 (その2) 径間別一般図	3
4) 点検調書 (その3) 現地状況写真	4
5) 点検調書 (その4) 要素番号図及び部材番号図	5
6) 点検調書 (その5) 損傷図.....	11
7) 点検調書 (その6) 損傷写真.....	13
8) 点検調書 (その7) 損傷程度の評価記入表 (主要部材)	15
9) 点検調書 (その8) 損傷程度の評価記入表 (点検調書 (その7) に記載以外の部材)	15
10) 点検調書 (その9) 対策区分判定結果 (主要部材)	16
11) 点検調書 (その10) 対策区分判定結果 (点検調書 (その9) に記載以外の部材)	16
12) E 判定会議調書.....	17
13) E 判定一覧	18
14) 歩道橋データベース.....	19
2. 各部材の名称と記号.....	20
3. 部材記号の定義	22

1 点検調書の記入要領

点検調書の記入要領を以下に示す。

詳細点検実施時に入力が必要なシートは「点検調書（その1）」「歩道橋保全更新計画策定シート」「点検調書（その2）～（その8）（その10）（その11）」「E判定会議調書」である。また、点検の中で諸元などの変更が確認された場合は、監督職員と協議し、別途、本市より貸与する「データベース」の修正提案を行うこと。また、「歩道橋保全更新計画策定シート」については、監督職員から策定方法についての指示を受けた上で作成すること。

(1) 「点検報告書（その1）」の記入要領および点検結果の概要報告

本調書では、対象歩道橋の諸元等の情報を、別途本市より貸与する「データベース」から整理する。

また、詳細点検結果の総合所見等を「総合所見結果」に記入し、歩道橋単位での健全度を評価する。さらに、今回の点検を受けて、近接点検が不可能であった箇所や点検自体が不可能であった箇所、点検方法を変更する必要がある箇所など、次回点検に対する提言を整理する。

点検調書(その1) 横断歩道橋の諸元と総合検査結果																
所在地	フリガナ 名 称			ケニジマホトウキヨウ 柴島歩道橋	路 線 名	府道大阪高槻京都線		管 鑑	大阪市	管理番号	東淀川5					
	自	東淀川区柴島3丁目		距 離 標	自	-			十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日					
	至	東淀川区柴島3丁目			至	-				最新点検年月日	2016年10月16日					
供用開始日	1968年 3月	橋長	25.70	活荷重・等級	- 等橋		適用示方書	1965年横断歩道橋設計指針			調 査 年	H22年				
上部構造形式	I型下路式			幅 員	全 幅 員	1.90	地 覆 幅	歩 道 幅	車 道 幅・車 線	車 道 幅・車 線	歩 道 幅	地 覆 幅	中央 帯	中央 分離帯	交 通 条 件	34066 台
下部構造形式	円形支柱				有 效 幅 員	1.50	0.20	1.50	-	-	-	0.20	-	-	昼間12時間	
基礎形式	直接基礎			備 考											大型混入率	15.3 %
総 合 検 査 結 果	健全度 (横断歩道橋単位)		I		予防保全段階 横断歩道橋の構造の機能に支障が生じていない状態である。 〔橋梁概況〕 本橋は、1968年3月に供用が開始された単純I型下路式の横断歩道橋である。2015年7月に塗装塗り替えが実施されている。 〔主な損傷状況〕 (上部工主要部材) (下部工主要部材) (その他部材) 根巻きコンクリート:ひびわれ(大小)-d 蹴上げ:腐食(小小)-b、防食機能の劣化-e、その他(析出物)-e										点検の結果、総合的な所見を記入 歩道橋全体としての健全度を評価 また、今後の維持管理上の留意点等を記入	

(2) 「歩道橋保全更新計画策定シート」の記入要領

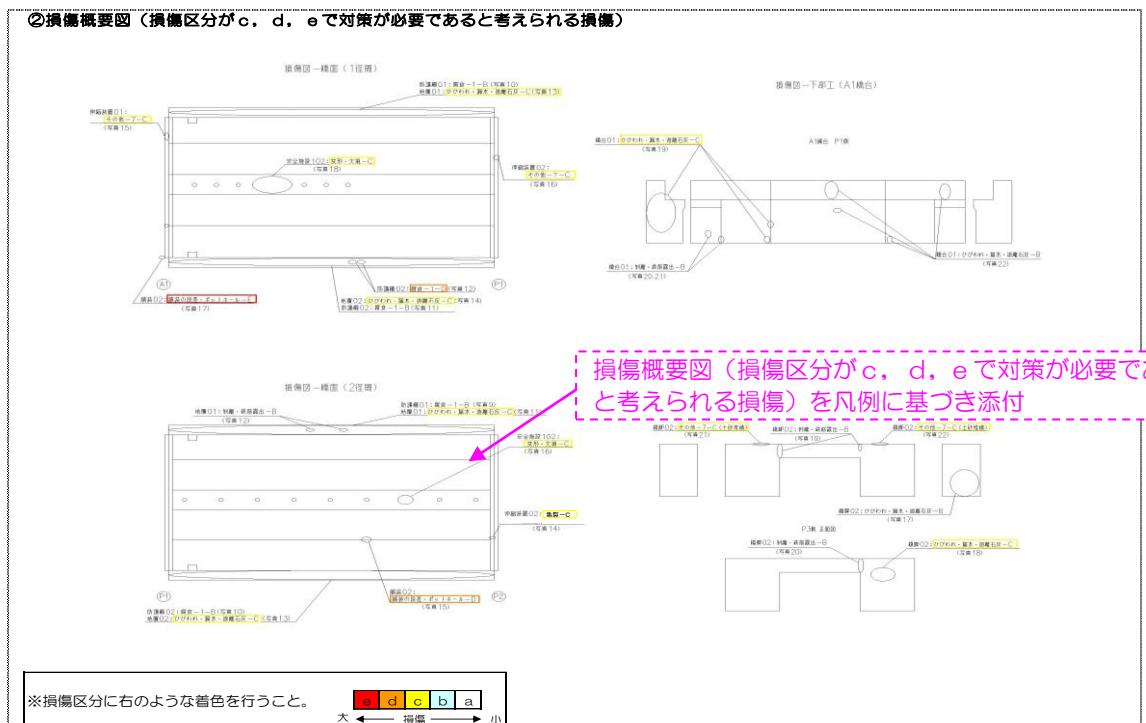
①歩道橋の概要

●歩道橋保全更新計画策定シート											
①歩道橋の概要											
1. 基本諸元											
橋名	柴島歩道橋	建設年	1968年(49年経過)	行政区	東淀川	工務所	十三工務所	橋長(m)	25.70	有効幅員(m)	1.50
路線種別	府道	路線名	府道大阪高規京都線	緊急交通路指定		交通量	34,066台	大型車交通量	15.3%	面積(m ²)	38.55
構造形式	上部：I型下路式	下部：	円形支柱	基礎：				適用示方書	1965年横断歩道橋設計指針	施設管理No.	東淀川15
2. 一般図・写真											
○一般図											

基本諸元の記載内容を確認

一般図、現地写真を添付

②損傷概要図（損傷区分が「c」, 「d」, 「e」で対策が必要であると考えられる損傷）



(3) 「点検調書（その2）径間別一般図」の記入要領

本調書では、歩道橋の各径間別的一般図を貼付し、以降のシートでまとめる損傷評価の単位となる径間ごとの一般図を整理する。

本調書への記入要領は以下のとおりである。

- (1) 本市より貸与するデータベースを参照して、歩道橋の基本情報を記入する。
- (2) 全体図には、歩道橋の平面図を採用し、対象となる径間に、赤枠で囲む。
- (3) 径間数に合わせて、シートは増減させること。

点検調書（その2） 径間別一般図			径間番号	1			緯度 34° 43' 47"	横断歩道橋ID 34.7297222.135.515556	
所在地	フリガナ 名 称	カジ ブドウヨウ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線		管轄 十三工営所	大阪市	管理番号	東淀川15
	自	東淀川区柴島3丁目	距離標	自	—			調査更新年月日	2017年1月19日
	至	東淀川区柴島3丁目		至	—				
全体図	[全体図と各径間ごとの一般図を貼付する]								
一般図									

(4) 「点検調書（その3） 現地状況写真」の記入要領

本調査では、歩道橋現況を示す資料として、歩道橋の正面、側面、路面、桁下等の状況写真や地覆や高欄・防護柵、伸縮装置、照明施設、塗暦表、橋名板、完成年月板、重要部材（表4.1 参照）などの各施設の写真を記録する。（伸縮装置は、タイプを確認できるよう全て写真をとること）

また点検実施状況や、交通規制を行った際にはその状況写真を併せて記録すること。

点検時に支承まわりや桁などに土砂などが堆積していることを確認した場合には、土砂などが点検作業の妨げとなるため必ず撤去して点検を行うこととしているが、土砂撤去前と撤去後の写真を記録すること。

現地状況写真シートの記入要領は、以下のとおりとする。

- ・下記の項目以外は、橋梁管理システムのデータなどを活用すること。
- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表-1「各部材の名称と記号」参照）
- ・「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- ・「メモ」：写真内容の補足説明

なお、貼付した写真には起点・終点の方向を記入する。

点検調書（その3） 現地状況写真		径間番号	1	緯度	34° 43' 47"	横断歩道橋ID	34.7297222,135.515556
フリガナ 名 称	カジ マド タキヨ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線	経度	135° 30' 56"		
所在 地	自 東淀川区柴島3丁目 至 東淀川区柴島3丁目	距 離 標	自 至	管 球	大阪市 十三工営所	管 球	東淀川5 調書更新年月日 2017年1月19日
現 地 状 況 写 真	写真番号 1 径間番号 1 写真説明 路面	撮影年月日 2016/10/16 × モ	写真番号 2 径間番号 1 写真説明 側面	撮影年月日 2016/10/16 × モ	全景写真	全景写真	
							
	写真番号 3 径間番号 1 写真説明 桁下面	撮影年月日 2016/10/16 × モ	写真番号 4 径間番号 1 写真説明 P1橋脚	撮影年月日 2016/10/16 × モ	全景写真	全景写真	
							

(5)「点検調書（その4）要素番号図及び部材番号図」の記入要領

本調書では、歩道橋単位で要素番号図および部材番号図を図示する。

調査の記入要領は、以下のとおりとする。

(1)本調書の記入については次頁以降の「【参考】各部材の名称と記号および部材番号の定義」を参照すること。

点検調書（その4）要素番号図及び部材番号図		径間番号	1			緯度 経度	34° 43' 47"	横断歩道橋ID	34.7297222,135.515556
フリガナ 名 称	カニマド タヨウ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線	管轄	大阪市	管理番号	東淀川5		
所 在 地	自 東淀川区柴島3丁目	自	—		十三工営所	調査更新年月日	2017年1月19日		
至	東淀川区柴島3丁目	距 離 標	至		—				

【要素番号図】

The diagram illustrates the assignment of element numbers (番号) for different bridge components.
 - **Main girder (主桁):** Shows two parallel horizontal bars with vertical segments labeled 01 and 02.
 - **Deck (床版):** Shows three horizontal bars with vertical segments labeled 01, 02, and 03.
 - **Pylon (橋脚):** Shows two vertical bars with horizontal segments labeled 01 and 02.
 - **Foundation (支承):** Shows four vertical bars with horizontal segments labeled 101, 102, 103, 104 on the left and 201, 202 on the right.
 - **Deck girder (橋台・橋脚):** Shows two vertical bars with horizontal segments labeled 01 and 02.
 - **Fall prevention system (落橋防止システム):** Shows two vertical bars with horizontal segments labeled 101, 102 on the left and 201, 202 on the right.

【参考】各部材の名称と記号および部材番号の定義

「部材番号」は、各径間について損傷の程度の評価を行う部位・部材ごとの最小評価単位の番号である。

部材番号は、各部材・部位ごとに2桁（支承等、一部の部材・部位は3桁）の番号をつける。

番号は図の左側（＝起点側）から右側（＝終点側）へ、もしくは上側から下側へ向けて順に増加するようにつける。

なお、部材番号は損傷の経年変化を把握するために、初期入力されたものを変更してはならない。

歩道橋の拡幅、補強等によって、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号を変更は行わず、新規の番号を追加するものとする。

各部材の名称と記号および、部材番号の定義については、本項「2. 各部材の名称と記号」「3. 部材記号の定義」を参照すること。また前記について、特殊形式の橋梁等で該当する名称や記号がない場合は、「橋梁点検要領 平成26年6月 国土交通省 道路局 国道・防災課」を適宜参照すること。

なお、特殊橋梁等に該当するかの判定は監督職員と協議のうえ行うものとする。

「部材番号」は、各径間について損傷の程度の評価を行う部位・部材ごとの最小評価単位の番号である。

部材番号は、各部材・部位ごとに2桁（支承等、一部の部材・部位は3桁）の番号をつけるものである。

番号は図の左側（＝起点側）から右側（＝終点側）へ、もしくは上側から下側へ向けて順に増加するようつける。

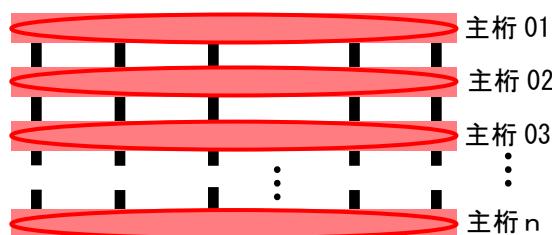
なお、部材番号は損傷の経年変化を把握するために、初期入力されたものを変更してはならない。

橋梁の拡幅、補強等によって、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号を変更は行わず、新規の番号を追加するものとする。

部材番号の具体的なつけ方を以下に示す。

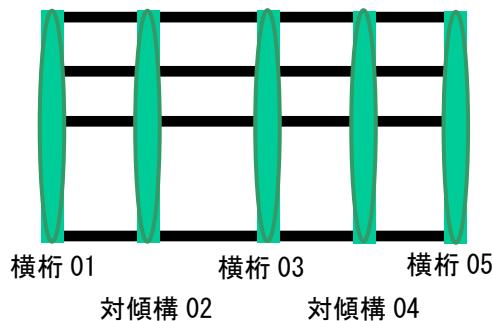
【主桁】

主桁1本を最小評価単位とする。



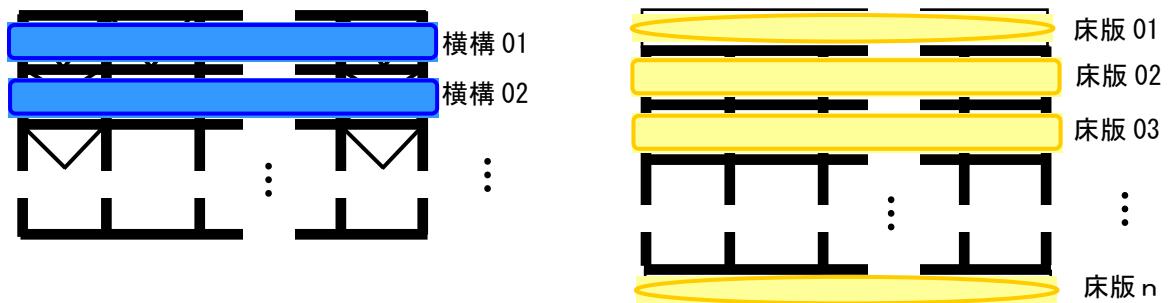
【横桁、対傾構】

外桁相互に至る部材1本を最小評価単位とする。



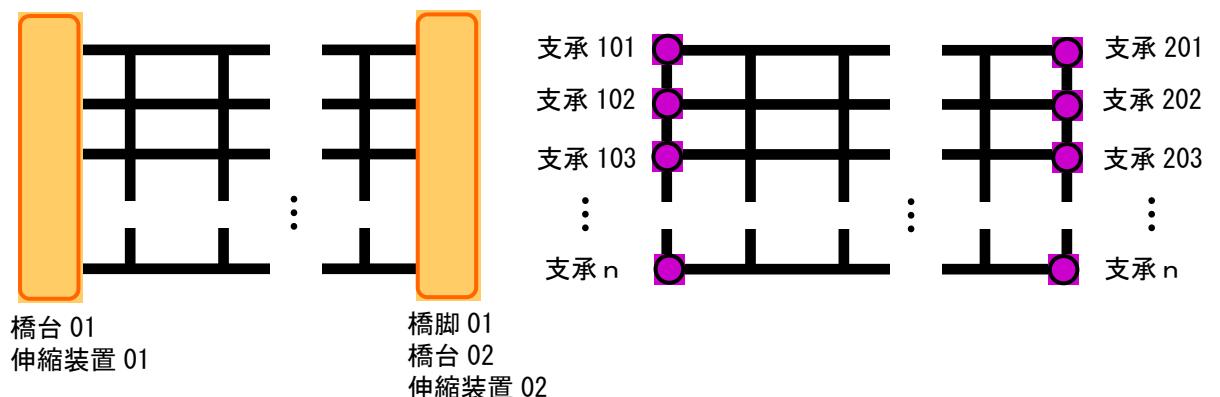
【横構、床版】

主桁によって分割された部材を最小評価単位とする。

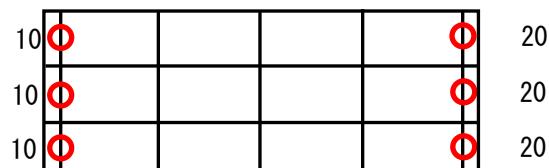


【下部工、支承、伸縮装置】

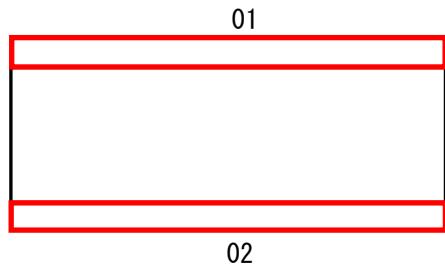
1基を最小評価単位とする。



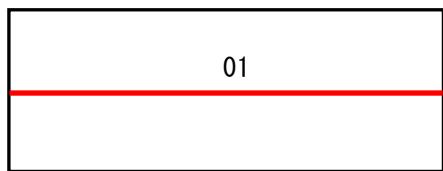
【落橋防止システム】



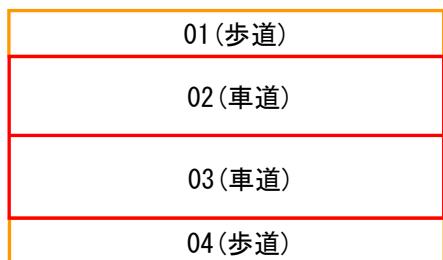
【高欄、防護柵、地覆、縁石、遮音施設】



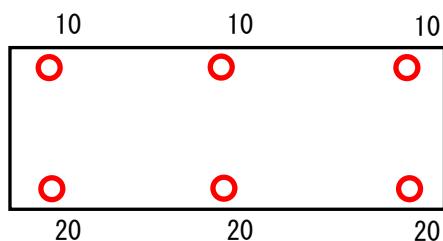
【中央分離帯】



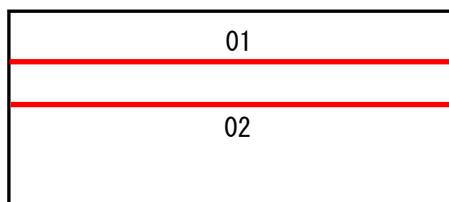
【舗装】



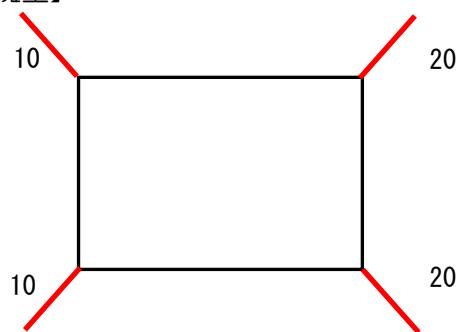
【排水施設】



【点検施設、添架物】



【袖擁壁】



部材番号図の作成例

主桁

			01						
			02						
			03						
			04						
			05						
			06						
			07						
			08						
			09						
			10						

A1

A2

縦桁

			01						
			02						
			03						
			04						
			05						
			06						
			07						
			08						
			09						

A1

A2

横桁

01		04		07		10			

A1

A2

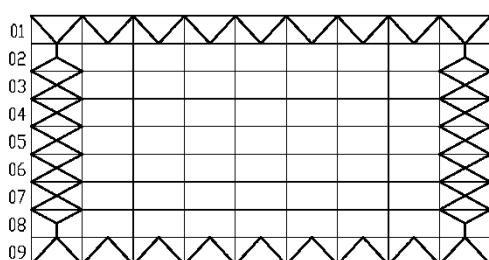
対傾構

02	03	05	06	08	09				

A1

A2

下横構



A1

A2

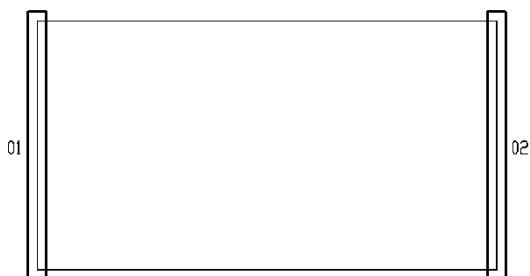
床版

01									
02									
03									
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									

A1

A2

檻台(堅壁、胸壁、翼壁)



A1

A2

支承

101									201
102									202
103									203
104									204
105									205
106									206
107									207
108									208
109									209
110									210

A1

A2

防護柵、地覆、縁石

01(防護柵,地覆)

02(縁石)

03(防護柵,地覆)

(A1)

(A2)

舗装

01

02

(A1)

(A2)

排水施設(排水樹、排水管)

101

201

(A1)

(A2)

(6) 「点検調書（その5）損傷図」の記入要領

本調書では、橋梁単位で損傷の概要を図示する。

調査の記入要領は、以下のとおりとする。

(1) 対象橋梁の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理する。

(2) 「損傷図」：径間別一般図に、部材名称、要素番号、損傷種類番号・損傷名、損傷程度の評価区分記号の順序で記入する（「部材名称」は、「(5)「点検調書（その4）要素番号図及び部材番号図」の記入要領 付表1」を、「損傷種類番号・損傷名」及び「損傷程度の評価区分記号」は、「付録-1 詳細点検損傷評価基準」を参照）。

また、各損傷箇所に対応した写真の番号（「損傷写真」シートの写真番号）を記入する。

なお、記入には、以下の凡例の内容を損傷図に添付し、参考としても良い。

損傷の種類	表示	損傷の種類	表示
ひび割れ		遊離石灰	
剥離		漏水	
鉄筋露出		その他	

点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。例えば、ひび割れ状況をもとにアルカリ骨材反応を検討したり、亀裂の発生箇所周辺の損傷状況をもとに損傷原因を考察したりする場合には、損傷図が重要な情報源となる。

したがって、損傷程度を適切な方法で詳細に記録しなければならない。損傷状況を示す情報のうち、定性的な評価基準（付録-1）を用いて損傷の程度を表せない情報は、本点検調書上で、損傷図や文章等を用いて記録することとする。

以下に、定性的な評価基準で損傷程度を表せない情報に対する記録方法例を示す。

- ・コンクリート部材におけるひび割れの状況のスケッチ
(スケッチには、主要な寸法も併記する)
- ・コンクリート部材における浮き、剥離、変色等の変状箇所および範囲のスケッチ
- ・鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など変状の発生位置
- ・異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述
- ・損傷図におけるひび割れなどの状況図は、「代表損傷の状態」および「全体的な損傷状況」が把握可能なよう留意し、全体的な損傷の拡がりが把握できるように作成す

ること。また損傷図には、ひび割れ幅および長さを記入すること。

- ・床版の損傷図など、グループ分けできる要素がある場合には、下記要領で損傷図を作成する。ただし、詳細調査「④RC床版ひび割れ調査」の対象となっている場合には全パネルの損傷図を作成する。

★ 損傷程度の評価毎に代表パネルのひび割れ図を作成する。

★ 代表パネル以外の損傷については、パネルの損傷度と写真のみを記録する。

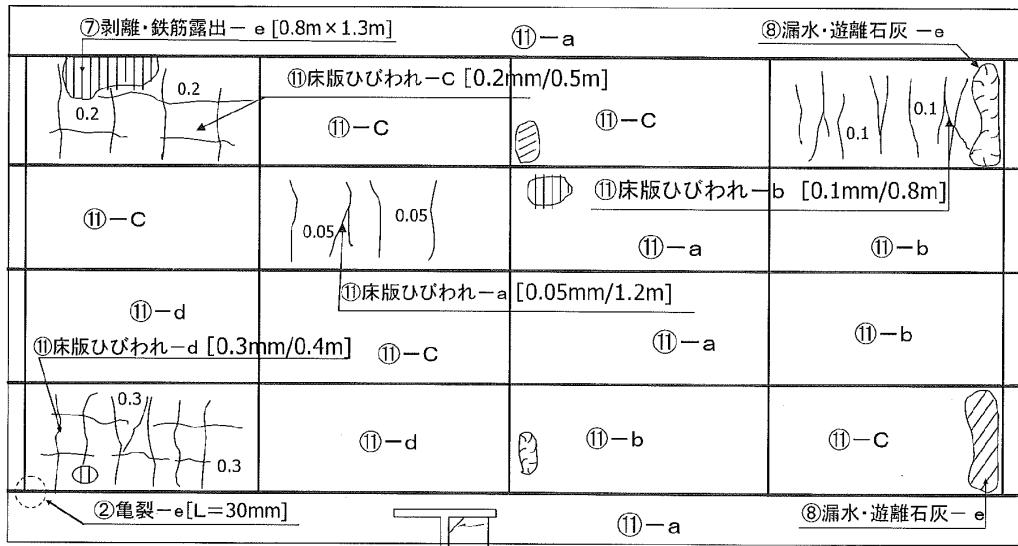


図 損傷図作成の模範例（橋梁定期点検要領（案）、国土交通省、H16.3より）

点検調査（その5） 損傷図		径間番号	1	緯度 34° 43' 47"	経度 135° 30' 56"	横断歩道橋ID	34.7297222,135.515556																								
フリガナ 名 称	ケンマドキヨ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線	大阪市	管理番号	東淀川5																									
所 在 地	自 東淀川区柴島3丁目	距離標	自 —	管轄 十三工営所	調査更新年月日	2017年1月19日																									
	至 東淀川区柴島3丁目		至 —		最新点検年月日	2016年10月16日																									
BR- 1 損傷図- 橋面 <p>損傷図</p> <p>BR- 1 損傷図- 橋面</p> <p>伸縮装置01: その他-7-C (写真15)</p> <p>安全施設102: 变形・欠損-C (写真18)</p> <p>伸縮装置02: その他-1-C (写真16)</p> <p>舗装02: 舗装の段差・ポケットホール-E (写真17)</p> <p>防護柵01: 斷食-1-B (写真10) 地盤01: ひびわれ・漏水・遊離石灰-C (写真13)</p> <p>防護柵02: 断食-1-D (写真12)</p> <p>防護柵02: ひびわれ・漏水・遊離石灰-C (写真14)</p> <p>防護柵02: 断食-1-B (写真11)</p> <p>(P1)</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>損傷の種類</td> <td>表示</td> <td>損傷の種類</td> <td>表示</td> </tr> <tr> <td>ひびわれ (0.2以上)</td> <td></td> <td>ひびわれ (0.2未満)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>剥離</td> <td></td> <td>遊離石灰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋露出</td> <td></td> <td>漏水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変形</td> <td></td> <td>豆板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠損</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>								損傷の種類	表示	損傷の種類	表示	ひびわれ (0.2以上)		ひびわれ (0.2未満)		剥離		遊離石灰		鉄筋露出		漏水		変形		豆板		欠損		その他	
損傷の種類	表示	損傷の種類	表示																												
ひびわれ (0.2以上)		ひびわれ (0.2未満)																													
剥離		遊離石灰																													
鉄筋露出		漏水																													
変形		豆板																													
欠損		その他																													

(7) 「点検調書（その6） 損傷写真」記入要領

本調書では、点検の結果、把握された損傷写真などを径間毎に整理する。

また、「4.重要部材の点検」に示す箇所（支承やゲルバーのヒンジ部等）は、点検実施時に損傷の有無に係わらず部材毎に最低1枚の写真を撮影する。また損傷についても、代表的な損傷だけではなく、全ての損傷写真を撮影し調書に整理することとする。

損傷写真シートの記入要領は、以下のとおりとする。

- ・下記の項目以外については、橋梁管理システムのデータなどを活用すること。
- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表-1「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号
- ・「損傷の種類」：損傷名（腐食、亀裂等：「付録-1」参照）
- ・「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録-1」参照）
- ・「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- ・「メモ」：写真内容の補足説明（損傷の大きさ・状態をわかりやすく記述すること。）

なお、貼付写真には、起点・終点の方向を記入する。

また、写真撮影は、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、さらにスケールが判るようなものを添えておく。

1. 写真番号
2. 橋梁名
3. 部材名
4. 要素番号
5. 損傷の種類及び番号

点検調査（その6） 損傷写真			径間番号	1	緯度	34° 43' 47"	横断歩道橋ID	34.7297222,135.515556
フリガナ 名 称	たゞまねくせいか 柴島歩道橋	路 線 名	府道大阪高槻京都線	管 輸	大 阪 市	管 理 番 号	東淀川5	
所 在 地	自 東淀川区柴島3丁目	自	—		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日	
	至 東淀川区柴島3丁目	至	—			最新点検年月日	2016年10月16日	
写真番号	1	径間番号	1	撮影年月日	2016/10/16	写真番号		撮影年月日
部材名	主桁	要素番号	0103	メ モ	部材名	要素番号		メ モ
損傷の種類	損傷程度			健全	損傷の種類	損傷程度		
								
写真番号	2-1	径間番号	1	撮影年月日	2011/9/1	写真番号	2-2	撮影年月日
部材名	主桁	要素番号	0201	メ モ	部材名	主桁	要素番号	2016/10/16
損傷の種類	腐食	損傷程度	e	前回(H23)点検結果 腐食 ■ 写真-1'	損傷の種類	腐食	損傷程度	メ モ
								補修済

(8) 「点検調書（その7）損傷程度の評価記入表（主要部材）」記入要領

本調書では、点検の結果、「点検調書（その5）損傷図」「点検調書（その6）損傷写真」にて、把握された調書をもとに整理する。シートの記入要領は、以下のとおりとする。

(9) 「点検調査（その8）損傷程度の評価記入表（点検調査（その7）に記載以外の部材）」記入要領

本調書では、(8) 同様に、主要部材以外の部材について整理する。

シートの記入要領は、以下のとおりとする。

(10) 「点検調書（その9）対策区分判定結果（主要部材）」記入要領

本調書では、「点検調書（その7）損傷程度の評価記入表（主要部材）」にて、取りまとめたものをもとに、本市職員と受託者とで合同で開催される「E判定会議」で決定された損傷対策判定結果を反映して整理する。シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書（その9）対策区分判定結果 （主要部材）							径間番号	5	緯度	34° 43' 31"	横断歩道橋ID	34.7252777,135.5036111					
所在地	フリガナ 名 称	路線名			西淡路南方線		管轄	大阪市			管理番号	東淀5					
		自	東淀川区紫島1丁目	距 離	自	-		十三工営所	調査更新年月日	2019年3月7日	最新点検年月日	2018年11月16日					
		至	東淀川区紫島1丁目	至	至	-		最新点検年月日	2018年11月16日	所見							
対策区分																	
工種	材料	部材種別		損傷の程度		対策区分					診断結果						
		名称	記号	部材番号	最大	最小	補修等の必要性	維持工事で 対応する必要性	緊急対応の必要性	詳細調査の 必要性	原因	健全度 (部材単位)					
S	S	主桁	SPmg	02	d	d	腐食	区分B の損傷	区分C1 の損傷	区分C2 の損傷	区分E の損傷	区分E1 の損傷 [更新]	区分E2 の損傷 [更新]	確定	推定	所見	
	A	C	橋台	Sab	02	c	剥離・鉄筋露出								④材料劣化	I	経年劣化による剥離が見られる
	A	C	橋台	Sab	02	e	えき								④材料劣化	I	経年劣化によるえきが見られる
	A	C	橋台	Sab	02	e					その他				④その他	II	土砂堆積

(11) 「点検調書（その10）対策区分判定結果（点検調書（その9）に記載以外の部材）」記入要領

本調書では、(9) 同様に、主要部材以外の部材について整理する。

シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書（その10）対策区分判定結果 （点検調書（その9）に記載以外の部材）							径間番号	1	緯度	34° 43' 31"	横断歩道橋ID	34.7252777,135.5036111			
所在地	フリガナ 名 称	路線名			西淡路南方線		管轄	大阪市			管理番号	東淀5			
		自	東淀川区紫島1丁目	距 離	自	-		十三工営所	調査更新年月日	2019年3月7日	最新点検年月日	2018年11月16日			
		至	東淀川区紫島1丁目	至	至	-		最新点検年月日	2018年11月16日	所見					
対策区分															
工種	材料	部材種別		損傷の程度		対策区分					検査結果				
		名称	記号	最大	最小	補修等の必要性	維持工事で 対応する必要性	緊急対応の必要性	詳細調査の 必要性	健全度 (部材単位)	所見				
R	S	地盤	Swg	d	d	腐食	区分B の損傷	区分C1 の損傷	区分C2 の損傷	区分M の損傷	区分E1 の損傷 [区分E2 の損傷]	区分S1 の損傷 [区分S2 の損傷]	確定	推定	所見
	S	支承	SBsh	b	b	腐食							I	経年劣化による腐食が見られる	
	S	落橋防止 構造	SBpr	b	b	腐食							I	経年劣化による腐食が見られる	
	S	高欄	Ebr	c	c	腐食							I	経年劣化による腐食が見られる	
	S	排水受け	Ewpa	d	c	腐食							I	経年劣化による腐食が見られる	
	X	舗装	Epa	e	e	舗装の異常							I	経年劣化による舗装の異常が見られる	
	S	目隠し板	Ebb	b	b	腐食							I	経年劣化による腐食が見られる	
	S	目隠し板	Ebb	e	e	その他							II	落書き	

(12) 「E判定会議」記入要領

- 結果シートには、E判定会議にて対策区分を選定された「d」、「e」ランクのみを記載する。

(経過観察となったdランク損傷のみの歩道橋については、提出成果品からは削除する)

- 【損傷写真メモ】にE判定会議の結果としての対策区分番号を記載する。

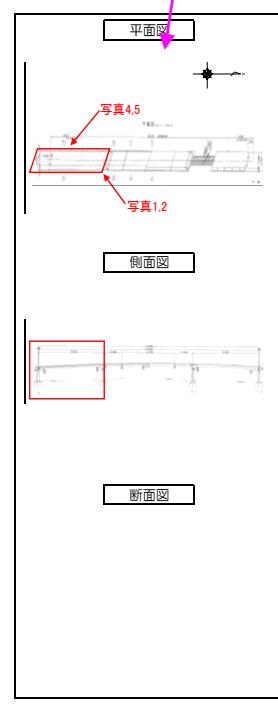
『対策区分番号』(「d」・「e」判定共通)

- i . . . 緊急補修を要する損傷（第三者被害の可能性がある等）
- ii . . . 補修対応（概ね5年後の定期点検までに補修等を実施）
- iii . . . 経過観察（概ね5年後の定期点検までに補修の必要がない損傷）

- 結果シート下方の「損傷の種類」は、オレンジ色のセル部分については、各損傷写真に記載されている、損傷の種類について「緊急補修(1)、補修(2)、設計(3)」のものについて転記するものとする。

- 右側の黄色のセルは、損傷度評価に対策区分を加えたもの（例：「e ii」など）を記載するものとする。
- 考えられる原因、対策工法（案）は、E判定会議で議論した損傷原因や、対策方法や、考えられる現実的な補修対策工法を記載するものとする。
- 備考欄は、写真番号、損傷の位置等について記載する。

E判定会議調書											
損傷写真	前回点検時の写真と今回点検時の写真が比較できる写真を掲載する。					損傷位置がわかる図面等を掲載する。					
	施設管理No.		東淀川5	路線名	府道大阪高城京都線	行政区		東淀川	ID	34729722195515666	
	橋梁名		柴島歩道橋	緊急交通路	工営所		十三工営所	点検年月日	2016年10月16日		
	上部構造形式		I型下路式	下部構造形式	円形支柱		橋長	25.7m	建設年		1968
	写真番号 1 � 径間番号			撮影年月日 2016/10/16 写真番号 2 径間番号			撮影年月日 2016/10/16 写真番号 3 径間番号			撮影年月日 2016/10/16 写真番号 4 径間番号	
	前回点検結果			部材名			今回点検結果			部材名	
				部材番号 損傷の種類 損傷度評価 メモ						部材番号 損傷の種類 損傷度評価 メモ	
	前回点検結果			部材名			今回点検結果			部材名	
				部材番号 損傷の種類 損傷度評価 メモ						部材番号 損傷の種類 損傷度評価 メモ	
	【補足写真】										



【原因と対策工法（案）】	
損傷の種類	考えられる原因